

2018年市議会11月通常会議 決議（案）

[決議案第2号](#) 広く市民の声に耳を傾け、地域の実情に応じた市民センター機能のあり方検討を求める決議

[決議案第3号](#) 市議会に対する積極的な情報提供を求める決議

広く市民の声に耳を傾け、地域の実情に応じた市民センター機能のあり方検討を求める決議

【維新、おおつ、絆、新風、無提案】

市民センター機能等のあり方について、市は平成 29 年 11 月に市民や市議会に対し、これからの市民センターの姿として支所機能を全 36 カ所から 10 カ所に集約化、公民館はコミュニティセンター化し地域で組織されるまちづくり協議会による運営へ移行する素案を示した。

素案が提示されて以降、当該素案は市民の理解が得られていないとして、市議会本会議の一般質問や委員会審査において多くの議員から質問や意見が出されたが、執行部はよりよい案になるよう努めるとの答弁に終始し、複数の学区自治連合会から 2 万筆以上の反対署名が寄せられる事態となった。

本市においては、少子高齢化の進展と人口減少社会への移行に伴い、市税収入の減少や扶助費・社会保障関連経費の増大など今後も厳しい財政状況が想定される中、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、市民センター機能のあり方を見直すことになった。

そこでより多くの市民の声を聞くため、市内全学区において、学区別の意見交換会を開催したところであるが、参加者からは行政サービスの低下による生活への影響を懸念する等の意見が出されたところである。

市民センターは市民に最も身近な行政機関であり、これまで支所機能をはじめ、公民館機能、地域自治機能、防災機能など地域住民にとっては、欠かすことのできない施設となっており、市民センター機能のあり方検討にあたっては、広く市民の理解を得られるよう、より丁寧な説明と案の作成に取り組むことが必要である。

よって、本議会は、大津市長に対し、広く市民に対するより丁寧な説明を求めるとともに、学区別意見交換会等で出された市民の意見に真摯に耳を傾け、地域の実情に応じた市民センター機能のあり方について十分な検討をすることを求める。

以上、決議する。

平成 30 年 12 月 21 日

大津市議会

市議会に対する積極的な情報提供を求める決議

【共産党、湖誠、市民ネ、おおつ、志士、清正提案】

本市議会は、大津市議会基本条例において、二元代表制のもと、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、その事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むことを定め、議案審査をはじめ、本会議における指摘や提言、また、委員会における所管事務調査などを行っているところである。

これらの活動は、市議会が市民の負託に応えていくために、より一層の充実を図っていくべきものであるが、前提となるのは関連する情報の適切な開示であり、そのため、市長には二元代表制の意義を踏まえた積極的な姿勢での情報提供が求められる。

また、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例においては、市長を含む執行機関等の基本姿勢として、法令等を率先して遵守するとともに、市民の信託に応えるために、市民全体の公益の増進を目指し、議会と連携しながら、透明性の高い、公正な市政の運営に取り組まなければならないことが定められているが、本条例にある議会との連携を実現する前提となるのも適切な情報提供である。

しかしながら、これまでの間、議案審査や市政諸課題の調査に当たって、適切に情報の提供がなされたとは言いがたい事例が発生しており、市議会に対する市長の姿勢を疑問視せざるを得ない。

本市議会は、大津市議会基本条例第 17 条において、市議会が円滑に活動するため、市長等に積極的に市政に関する情報提供を求めることを定めているが、これは、市議会が市政の発展のために議論するに当たっては、適切な時期での情報提供が求められるためである。必要な情報が提供されなければ、市議会が持つ権能を発揮し、市民の負託に応えていくことは困難となり、二元代表制の意義に反し、決して市民福祉の向上にはつながらない。

よって、本市議会は、大津市議会基本条例の趣旨に基づき、大津市長に対して、二元代表制のもと、執行機関と市議会が連携し、市政の発展を目指すことができるよう、市議会に対して積極的に情報提供することを求める。

以上、決議する。

平成 30 年 12 月 21 日

大津市議会